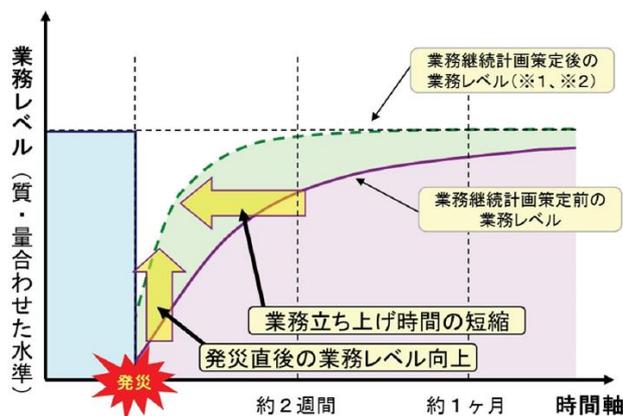


犬山市業務継続計画（犬山市BCP）概要版

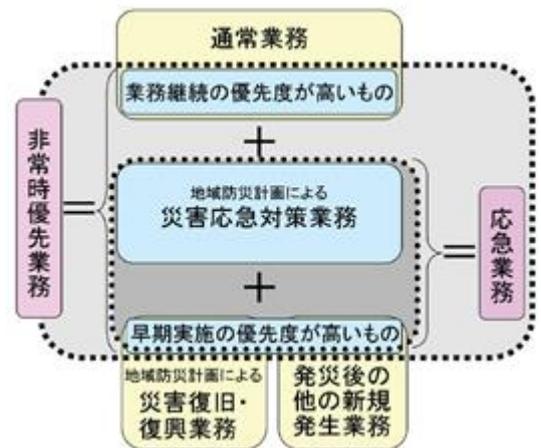
第1章 業務継続計画の基本的な考え方

1 業務継続計画（BCP）とは

犬山市において大規模地震が発生した際に、市は災害対応の主体として大きな役割を担うことになるが、大規模災害時には行政自体が被災し、人員や資機材など様々な部分で制約を受ける状況となることが想定される。そうした非常時に優先して行うべき業務を「非常時優先業務」として選定し、その業務の実行に必要な資源の確保や体制を検討し、災害直後から円滑に対応することを目的として「犬山市業務継続計画」を策定した。



業務継続計画の策定に伴う効果



非常時優先業務のイメージ

2 基本方針と対応方針

(1) 基本方針

以下の基本方針に基づいて業務継続の強化に取り組むものとする。

- ① 大規模災害から市民の生命・身体及び財産を保護する。
- ② 市内の社会経済活動の維持・早期復旧に努める。
- ③ 業務継続のために必要な体制を取り、必要な資源を最大限有効に活用する。

(2) 対応方針

基本方針に基づいて以下の対応方針により非常時優先業務に取り組むものとする。

- ① 大規模地震が発生した際は、市民の生命、身体及び財産の保護のため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げる。
- ② 非常時優先業務の遂行のために必要な資源の確保と適切な配分を行う。
- ③ 全庁的取り組みとして、平常時から業務継続力の向上に努める。

3 計画の発動と解除

(1) 発動

本計画に基づく非常時優先業務の実施は、次のいずれかに該当する場合に発動するものとする。

- ア 本市に震度5強以上の地震が発生し、災害対策本部が設置されたとき、本計画を自動発動する。
- イ その他、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき、災害対策本部長宣言によって、本計画を発動する。

(2) 解除

本計画に基づく非常時優先業務の実施は、災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めた場合に、災害対策本部長宣言によって解除する。

(3) 職務代行順位

本部長（市長）不在時であっても重要な意思決定に支障を生じさせないため、下表の職務代行順位とする。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	防災監

第2章 想定する災害と被災

1 想定する地震

愛知県が平成26年5月に発表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」の「過去地震最大モデル」を、業務継続計画を策定する上での想定とする。

最大震度		5強
全壊・焼失棟数	揺れ	約10棟
	液状化	わずか
	浸水・津波	わずか
	急傾斜地崩壊	わずか
	火災	わずか
ライフライン機能支障	上水道断水人口	約3,600人
	下水道機能支障人口	約800人
	電力停電軒数	約36,000軒
	固定電話不通回線数	約9,700回線
	携帯電話停波基地局率	80%
	都市ガス復旧対象戸数	わずか
	LPガス機能支障世帯数	約70世帯

2 本庁舎の状況

災害対策本部が設置される市本庁舎は災害対応の拠点となる施設であり、災害時であっても使用できることが重要である。犬山市の本庁舎は平成21年の竣工であり、十分な耐震性を有しているところであるが、地域防災計画において第1代替施設を市体育館、第2代替施設を国際観光センターと指定している。

市役所の機能としては、以下のとおり想定した。

上下水道：3日間、停電の影響を受ける。上水道は受水槽の残量まで使用可能。

ガス：供給継続、庁内での使用頻度は低い。

電力：3日間供給停止。非常用自家発電機を備え、72時間分の燃料を備蓄している。

電話通信：固定電話は1週間程度繋がりにくい状況。携帯電話は音声通話が1日程度使えない。

第3章 業務継続に係る人員の確保

1 職員参集の前提条件

勤務時間外に大規模災害が発生した場合の職員参集について、以下の条件により想定した。

歩行距離	職員の居住地から勤務場所まで、実際の道路上の距離とする。
歩行速度	時速3kmで移動する。
初動	発災後、出発までに15分を要する。
公共交通機関	歩行距離が20キロを超えるものは公共交通機関が徐々に復旧する4日目以降に参集する。
参集困難者	発災後から一週間は、3割が参集できないと仮定し、一週間を超えてからは98%が参集する。

2 参集率

勤務地までの参集状況を推計したところ、以下のとおりとなった。

	～1時間	～3時間	～6時間	～12時間	～1日	～3日	～1週間	1週間～
想定参集人数	86	283	352	360	360	360	379	530
参集率	16%	52%	65%	67%	67%	67%	70%	98%

第4章 非常時優先業務の選定

1 選定方法

災害時に実施する応急復旧業務と、通常業務の中から災害時にも行うべき優先度の高い通常業務を、開始目標時間により分類、選定した。

優先度ランク	業務開始目標時間
A	発災後ただちに（3時間以内）に着手する業務
B	発災後24時間以内に着手する業務
C	発災後3日以内に着手する業務
D	発災後一週間以内に着手する業務
E	発災後2週間以内に着手する業務
F	発災後2週間以降に着手する業務

※A～Eを非常時優先業務とする。

2 選定結果

通常業務と災害時の応急復旧業務をあわせて、841業務について検討を行った結果、非常時優先業務は423業務となった。

検討 業務数	非常時優先業務					通常業務	優先業務 の割合
	A	B	C	D	E	F	
841	138	108	69	69	39	418	50.3%

第5章 業務継続の課題と対応

1 職員の配置

職員参集は3日までに全職員の67%の見込みだが、優先的に実施すべき業務の規模は被災状況によって大きく変わるため、人員については全庁横断的な調整を行う。また、愛知県や全国市長会を通じた人的支援についても活用する。

2 執務環境の確保

固定されていないロッカーや什器などは被災時に移動、転倒する可能性がある。被災後、書類等の散乱を防ぎ、職員の安全確保の点から、固定されていない家具は積極的に固定するとともに、高所に荷物や書類を置かない。

3 情報機器・システムの保全

本庁舎5階のサーバー等情報管理機器は転倒防止のため固定されているものの、各課において使用しているデスクトップパソコン、ディスプレイやプリンターは固定されていないものがあるため、転倒落下対策を行う。

基幹系データは本庁舎での保管と合わせ、委託業者によって外部保管されている。今後もシステムに合わせ外部保管やクラウド化を進め、データのバックアップを徹底し、データ復旧手順について定める。

4 電力・燃料の確保

停電対策としては、非常用発電設備により電力が供給され、72時間分の燃料を備蓄している。設備の保守を徹底し、非常時置いて確実に作動するよう維持するとともに、非常時の燃料供給については協定の締結により、継続的に確保できるよう努める。

5 通信手段の確保

現在の移動系防災無線は導入して時間が経っており、現在使用している通信方式から新方式への意向が決定しているため、適切な防災行政無線を整備する。

6 職員の食料等の確保

職員用の食料・水は備蓄をしていない状況であり、非常時の参集にあたっては3日分の食料等を持参するよう周知する。災害対応が長期化した場合に備え、職員用の備蓄について検討する。

7 協定の推進

大規模災害発生時には食料や資機材、人員が不足する恐れがある。多様な支援を受けるため、地方自治体や民間団体との協定を推進しているところであるが、今後も幅広い分野における協定を推進するとともに、連絡体制の確立・確認により被災時に効果を発揮するよう体制を整える。